

平成26年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成26年9月9日）

---

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成26年歌志内市議会第3回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番梶敏さん、4番下山則義さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から9月11日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案7件及び報告3件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成26年第2回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 報 告 第 6 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第6号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、平成26年7月16日、局地的大雨による災害が発生し、のり面が崩壊したため、復旧工事を実施することにしました。

このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

次ページをお開き願います。

平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、変更なし。2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

11款災害復旧費1項土木施設災害復旧費1目応急対策費15節工事請負費105万5,000円の増額補正は、7月16日の局地的大雨に伴い、本町地区の2カ所でのり面が崩壊したことによる災害復旧費の増で、工事内容は、明王寺地先と藤嶋地先ののり面復旧工事であります。

次に、15款1項1目とも、予備費105万5,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調

整によるものであります。

以上で、報告第6号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 本町地区2カ所の修繕工事なのですけれども、2カ所とも同じ業者でやられたのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 2カ所について、それぞれ違う業者でございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） どの業者とどの業者で、選定の方法は、どういう選定をしたのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 明王寺地先が和泉組さんでございます。藤嶋地先は葛西建設工業でございます。

業者につきましては、それぞれ現状の他工事の取りかかりの状況、あと、労働者といえますか、そういう部分の確保という部分を把握した中で、発注したところでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第6号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は、報告のとおり承認されました。

## 報 告 第 7 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第7号平成25年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第7号平成25年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、数値が表示されません。

実質公債費比率は11.4%で、将来負担比率は40.3%でございます。監査委員の意見書

につきましては、別紙のとおりでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第7号は、報告済みといたします。

## 報 告 第 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 報告第8号平成25年度決算に基づく歌志内市資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第8号平成25年度決算に基づく歌志内市資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく歌志内市資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

特別会計の名称。市営公共下水道特別会計、市営神威岳観光特別会計、病院事業会計。

全ての特別会計において資金不足額がないため、数値が表示されません。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第8号は、報告済みといたします。

## 議 案 第 3 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第38号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第38号教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字歌神44番地3。

氏名、土肥隆則。

生年月日、昭和36年8月11日。

提案理由は、教育委員会委員、土肥隆則氏が平成26年9月30日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

任期は4年間でございます。

次のページをお開き願います。

土肥隆則氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、これに同意することに決しました。

この際、ただいま再任されました土肥教育委員会委員から挨拶をいただくため、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

○議長（山崎数彦君） ここで、ただいま再任されました土肥教育委員より御挨拶を受けたいと思います。

どうぞ。

○教育委員会委員（土肥隆則君） ー登壇ー

おはようございます。空知炭鉱の土肥でございます。

このたびは、私の教育委員再任につきまして御同意を賜りましたことに、心より厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、御承知のとおり来年の4月からは、改正地方教育行政法が施行され、新しい教育委員会制度がスタートします。

教育委員会が新体制で運用されることになりましても、次代を担う子供たちに、生きる力を育むための学校教育の充実、市民が皆生きがいを持ち、心豊かで健やかな生活を送るための社会教育の推進などの当市の教育行政執行方針に即しまして、今後も教育委員の一員として、教育に携わる意義や役割をしっかりと踏まえ、移り住んで34年、第2のふるさとであります歌志内のため、全力で職責を果たしていく所存でございます。

どうぞ議会の皆様には、従前どおりの御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが、教育委員の選任に当たっての挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（山崎数彦君） ありがとうございました。

以上で、教育委員の再任の御挨拶を終わります。

午前10時15分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 議案第39号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第39号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） —登壇—

議案第39号監査委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字中村40番地6。

氏名、上田正昭。

生年月日、昭和21年8月8日。

提案理由は、監査委員、上田正昭氏が平成26年9月30日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

任期は4年間でございます。

次のページをお開き願います。

上田正昭氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、これに同意することに決しました。

この際、ただいま再任されました上田監査委員から御挨拶をいただくため、暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

○議長（山崎数彦君） ここで、ただいま再任されました上田監査委員より御挨拶を受けたいと思います。

どうぞ。

○監査委員（上田正昭君） —登壇—

おはようございます。

ただいま本会議におきまして、私の監査委員選任について御同意を賜り、身に余る光栄と存じております。

また、その重責を感じ、身の引き締まる思いではありますが、これからも常に公正不偏のもと職務に専念し、その職責を果たしてまいりたい決意でございます。

今後とも皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、再任に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（山崎数彦君） ありがとうございます。

以上で、監査委員の再任の御挨拶を終わります。

---

午前10時19分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議案第40号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第40号歌志内市福祉事務所設置条例及び歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第40号歌志内市福祉事務所設置条例及び歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）により、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第28号）の一部が改正されることに伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市福祉事務所設置条例及び歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

「歌志内市福祉事務所設置条例の一部改正」。

第1条、歌志内市福祉事務所設置条例（昭和33年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（歌志内市福祉医療費助成条例の一部改正）。

第2条、歌志内市福祉医療費助成条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号イ中「父子家庭であって」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する」に改める。

これは、提案理由で御説明しましたとおり、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、題名の改正及び配偶者のいない男子に関する定義が追加されるため、関係条文を整備しようとするものでございます。

附則。

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第40号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 4 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第41号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第41号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村職員退職手当組合に、根室北部廃棄物処理広域連合が、平成27年4月1日付で新たに加入することから、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の2ページをごらん願います。

別表（根室）の項中「中標津町外2町葬祭組合」を「中標津町外2町葬祭組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

これは、平成27年4月1日付で、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、規約のうち、組合の組織団体名に係る関係箇所について整備するものでございます。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。



これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第42号から議案第43号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第11 議案第42号と日程第12 議案第43号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） －登壇－

議案第42号、議案第43号の決算認定につきまして、一括御提案申し上げます。

なお、議案第43号につきましては、市立病院事務長から御提案申し上げます。

議案第42号平成25年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度歌志内市各会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定に付する決算は、平成25年度歌志内市一般会計歳入歳出決算、平成25年度歌志内市営公共下水道特別会計歳入歳出決算、平成25年度歌志内市宮神威岳観光特別会計歳入歳出決算、平成25年度歌志内市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度歌志内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上の5会計でございます。

内容につきましては、各会計決算実績報告書により御説明いたしますので、実績報告書の1ページをお開き願います。

平成25年度各会計決算の概要でございます。

朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

1、平成25年度各会計決算の概要。

平成25年度の決算については、住民福祉の充実と教育環境の向上を基本としながら、市の活性化を図ることを念頭に、限られた財源の有効活用を図り、適切な事業の実施に努めました。

また、長期的視野に立ち、計画的な財政運営を目指すため、財政調整基金へ3億円の積み立てを行いました。

1、決算規模及び収支の状況。

一般会計以下5会計における歳入歳出決算の総額は、歳入57億3,583万2,000円、歳出55億2,083万8,000円で、2億1,499万4,000円の黒字となりました。

前年度と比較し、歳入で1億490万6,000円、1.9%の増、歳出で1億725万6,000円、2.0%の増となりました。

各会計別の収支は、一般会計で1億7,878万1,000円の黒字、国民健康保険特別会計で3,581万2,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計で40万1,000円の黒字とな

りました。市営公共下水道特別会計及び市営神威岳観光特別会計については、一般会計繰入金により収支の均衡を図っています。

## 2、歳入歳出の状況。

### (1) 一般会計。

歳入増となった主な科目は、国庫支出金4億9,656万2,000円（対前年度比4.9%）、寄附金5,206万5,000円（同750.7%）、諸収入4億2,453万5,000円（同39.5%）、市債3億1,297万1,000円（同3.9%）で、前年度を上回りました。

その内訳としては、国庫支出金は生活保護費負担金の増、寄附金は東光最終処分場閉鎖に係る清掃費寄附金の増、諸収入は中・北空知廃棄物処理広域連合焼却灰処理負担金の増となっています。

一方、減となった主な科目は、市税2億2,311万1,000円（対前年度比△18.2%）、道支出金1億4,460万7,000円（同△5.9%）で、前年度を下回りました。

その内訳としては、市税は大規模事業所の事業廃止に伴う固定資産税の減、道支出金は地域づくり総合交付金の減となっています。

歳出（性質別分析）では、投資的経費が5億4,849万円（構成比11.5%）、義務的経費が21億4,047万3,000円（同44.8%）、その他の経費が20億8,561万5,000円（同43.7%）となっています。

前年度との比較では、投資的経費が9,019万9,000円（対前年度比19.7%）の増、義務的経費が5,036万5,000円（同△2.3%）の減、その他の経費が6,465万2,000円（同3.2%）の増となりました。

投資的経費の増は、観光施設活性化推進事業に対する新産業創造等事業助成金の増によるもので、義務的経費の減は、市債の繰上償還金の減、その他の経費の増は、戸籍の電子化に伴う委託料の増などによるものです。

### (2) 特別会計。

4会計合わせて歳入総額は7億8,247万3,000円で、前年度と比較して3,617万6,000円（対前年度比△4.4%）の減で、その主な要因は、市営公共下水道特別会計における市債の繰上償還に伴う繰入金の減及び国民健康保険特別会計における前年度繰越金の減によるものです。

歳出は、投資的経費が9,289万1,000円（対前年度比94.4%）、義務的経費が3億4,312万7,000円（同△11.9%）、その他の経費が3億1,024万2,000円（同1.4%）、総額7億4,626万円で、前年度と比較して277万円（同0.4%）の増となっており、義務的経費の減の主な要因は、市営公共下水道特別会計における公債費の減によるものです。

## 3、財政構造（普通会計ベース）。

指数面では、財政の弾力性を測定する経常収支比率は85.8%（前年度88.5%）、財政力の強弱を示す財政力指数は0.107（同0.111）、公債費比率は5.7%（同6.2%）です。

また、地方債の元利償還金に加え、下水道等の公営企業が支払う元利償還金への一般会計繰入金などを含めて算出した実質公債費比率は11.4%（同12.1%）です。

## 4、投資的事業（1件1,000万円以上）。

旧埋立処分場改修工事（調査設計委託含む）、上歌最終処分場膜処理装置整備、東光最終処

分場改修工事、小規模治山工事、新産業創造等事業助成（観光施設活性化推進事業、水晶デバイス開発事業、水耕栽培ハウス等整備）、施設改修事業補助（観光施設活性化推進事業）、ロータリー除雪車購入（繰越明許）、中央社宅2号線道路改良舗装、改良住宅屋根改修、市営住宅解体除却、水槽付消防ポンプ自動車購入、リフト整備、圧雪車購入、冷温水発生機取替。

3ページの5、各会計補正予算以下の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上が平成25年度各会計決算の概要でございます。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 議案第43号平成25年度歌志内市病院事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

平成25年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度歌志内市病院事業会計決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、平成25年度歌志内市病院事業決算書により御説明いたしますので、病院事業決算書の9ページをお開き願います。

平成25年度歌志内市病院事業報告書でございます。

朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

平成25年度歌志内市病院事業報告書。

1、概況。

（1）総括事項。

本年度は、国の「公立病院改革プラン」による病院経営の改善等を踏まえ、平成21年3月に策定した「歌志内市立病院経営健全化計画」を病院運営の指針とし、自治体病院としての使命を果たすべく、地域医療の確保と収支改善による経営の健全化に取り組んでまいりました。

また、医師体制においても、嘱託医師を含めた医師の固定化により、診療体制に支障が出ないよう努めてまいりました。

経営面では、3年ごとに納付することになっている退職手当組合追加負担金などで給与費がふえ、さらには診療材料費の増や燃料費A重油単価アップによる経費の増などで費用が増額となりましたが、看護師退職に伴う退職手当組合追加負担分や職員給与役職加算復元分等に係る一般会計繰入金の増額で収入増となり、収支状況に大きく反映されました。

患者動向による収入状況では、外来収益にあつては診療単価が減の反面、患者数の微増により前年度実績を上回り、入院収益にあつても、入院患者数が減少となりましたが、診療報酬に反映される医療必要度の高い入院患者の受け入れ等で効率よく運営されたことから、前年度実績を上回ることになりました。

結果として、当年度収支で983万2,000円の純利益が生じ、累積欠損金は8億2,899万2,000円で本年度の事業運営を終えたところであります。

（ア）患者の状況。

年間延べ入院患者数は2万828人（1日平均57.1人）で、前年度より644人（同1.7人）の減少。また、外来患者では1万6,054人（1日平均65.8人）で、前年度より213人（同0.9人）の増加であります。

（イ）財政状況。

（収益的収入及び支出）。

本年度の財政状況につきましては、消費税及び地方消費税控除後の金額で計上しております3ページの損益計算書及び19ページ以降の附属書類により御説明申し上げます。

収益的収支につきましては、総事業収益が6億87万4,000円で、内訳は、医業収益が4億3,869万円、医業外収益が1億6,218万4,000円であります。総事業収益を前年度と比較しますと1,841万6,000円の増であります。その内訳は、医業収益の入院収益が1,056万6,000円の増、外来収益が41万4,000円の増、その他医業収益が164万8,000円の減で、医業収益総体では933万2,000円の増であります。医業外収益は、他会計補助金が1,007万6,000円の増、負担金交付金が97万4,000円の減、その他医業外収益が1万8,000円の減、医業外収益総体では908万4,000円の増であります。

一方、総事業費用は5億9,104万2,000円で、内訳は、医業費用が5億7,602万4,000円、医業外費用が1,501万8,000円あります。

総事業費用を前年度と比較いたしますと1,341万4,000円の増で、その内訳の主なものは、医業費用の給与費が632万8,000円の増、材料費が416万3,000円の増、経費が363万6,000円の増で、医業費用総体では1,359万6,000円の増であります。医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が86万4,000円の減、雑損失が68万2,000円の増で、医業外費用総体では18万2,000円の減であります。

(資本的収入及び支出)。

資本的収支につきましては、2ページの決算報告書及び22ページの附属書類の消費税及び地方消費税込みの金額で御説明いたします。

総収入額は7,329万1,000円で、内訳は、出資金が6,495万2,000円、他会計繰入金833万9,000円あります。総支出額は、総収入額と同額の7,329万1,000円で、内訳は、建設改良費833万9,000円、企業債償還金6,495万2,000円あります。

以上、病院事業会計の平成25年度事業概況でございます。

議案第42号と議案第43号の決算の認定につきまして、一括御提案申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長(山崎数彦君) これより、議案第42号平成25年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について及び議案第43号平成25年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番(女鹿聡君) 議案第42号について、ちょっと市長に聞きたいと思います。

25年度に入って、村上市長の政策、完全に今決算から多分反映されてきているものだと思います。24年度は、泉谷市長、前市長との引き継ぎいろいろあって、全面的には村上市長の政策というのが反映されたわけではなかったと感じています。

昨年度、この場所で僕質疑させてもらったのですけれども、市長の答弁で、人口の減少あるいは流出、そして、移入がままならない状況で、今後どうしていくか、新年度予算の編成にもつながってくるという答弁をもらっておりました。

25年度のこの決算の中で、市長の中で、自分のやりたかった部分、どれぐらいできたのか、お聞きしたいと思います。

○議長(山崎数彦君) 理事者答弁。

村上市長。

○市長(村上隆興君) 以前の議会でも申し上げたと思いますけれども、一応私は、基金の積み立てを含めて、一定の目標額を設定して、そこまでに近づけたいと。ただし、必要な事業に

については、考えながら進めていきたいと、こういうような趣旨のお話をしたと思います。

特に、今、歌志内の決算、24、25というものをを見せていただいておりますけれども、特別交付税によるところが非常に大きい要素でないかと、そのように思っております。

私は、そういう繰越額といいますか、余剰に出た部分を見るだけではなくて、やはり通常の政策の中で、許される範囲内で進めていく。したがって、大きな目的としているのは、経常経費の増大を防ぐという、そのポイントがやっぱり大きいのではないかというふうに思っておりますので、自分の背丈に合った、そういう財政運営を当面心がけていながら、公約にうたっている事業を全うするために、そういう準備も進めていかなければならないなというふうに思っております。

そういう中で、ことしについては、自分なりの仕事はできたのかなと。例えば、小さいのですけれども、直接市民にかかわりのある、例えば給食費の増嵩分についての行政側の負担ですとか、そういうもの、あるいは教育環境の整備、近隣の市町村ではちょっとやっていないと思っておりますけれども、歌志内、先駆けて、そういうものに取り組んでみようかとか、教育分野では、幼稚園の英語教育ですとか、そういうようなものも進めてまいりたいと思っております。

また、今回、補正予算で提案しておりますけれども、医療の予防関係ですけれども、こういうものも少しずつですけれども、前に進んできているのかなというふうに思っております。

大きなことはできませんでしたが、25年度決算においては、建設事業で、これは公社の仕事になりましたけれども、市のほうから助成するような形で、公共工事的なものを増額して、市内の土木建築業者を少しバックアップすることができたかなと。これによって、若干雇用にもつながる部分、それから市の中の経済関係については、若干進境することができたのではないかなと、そのように現在のところは考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 確かに、小さいことをこつこつ、こつこつやっていたのは評価に値すると思っております。

新事業でいろいろ、温泉優待券、さっきの給食費だったりだとか、高校生の支援だったりだとか、除雪ヘルパーの拡充をやったりだとか、いろいろ手をつけていただきました。

一度に思っていることは全てできないと思いますし、順番を見きわめてやっていくという市長の言葉もあります。

ただ、市民がどれぐらい25年度の政策を評価しているかということは、また市民に聞いてみないとわからないですけれども、政策、小さいことをやっていたのは間違いのない話ですし、それは評価するべきだと思います。

しかしながら、住民からの声として、買い物ができないだとか、通院が大変だという声が、昔からの声がなかなか消えない状況で進んでいます。そういう声があるということは、やっぱり村上市長に期待しているという、何か変えてくれるのではないかという期待の声も入っていると思うのです。

今回の決算、今後の予算にも反映されてくると思うのですけれども、その中で、今回の決算を踏まえて、今後、市長の考え方、意気込みというのをもう1回聞きたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 今回、25年度の決算期のことですけれども、単に25年度の単年度を見るということではなくて、25年度の決算に大きく影響したのは、先ほど申し上げましたけれども、特別交付税だと思います。この特別交付税については、将来ともに安定した額が保

証されるものではないと私は思っております。やはり一番我々が数字として計算できるものは普通交付税でございまして、今年度も4,000万円ぐらい削られているという、こういう実態もあります。

少なくとも、刹那的に単年度を見て経営するというのではなくて、3年、5年、10年先を見ながら、安定した財政運営を図っていくために、毎年の財政運営を考えていくと、こういうことでなければまずいのかなど。殊、数字が変わったときに対応できないようなことでも困りますし、それから、市民の皆さんに提供しているいろいろなサービスも、その都度変化するようでは、それも困るというふうに思っておりますので、いろいろな意見もあると思います。

ただ、御指摘のあったような内容については、現在も庁内でいろいろな角度から検討していることも事実でございまして。確かに、住民の皆さんの希望はわかるのですが、例えばそのことを実行することによって、ほかの公共交通機関に影響が出る。そういうことも総合的に判断しながら、政策として考えていかなければならない。

逆に、一つをプラスすることによって、二つがマイナスになっていくということでも困りますので、そういう総合的な判断、あるいは関係機関にそういうことを確認しながら、一つ一つ確実に、冒険をしないで進めていきたいと。また、そういう内容については、即断即決をするというのは危険ですので、十分時間をかけて、いろいろな御意見をいただきながら、私1人で判断するのではなくて、いろいろな方々からいろいろな意見をいただきながら、総合的に判断していきたい、そのように考えております。

この後、また、地区懇等も予定しておりますので、いろいろな御意見、御指摘があると思います。そういうときに、それぞれの意見を聞きながら、またそこで議論を深めていきたいと、そのように考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 議案の43号の報告の中で、ちょっと確認をしたいのですけれども、材料費が416万3,000円の増という報告でした。それで、当年度の収支が983万2,000円の純利益が生じたということですが、これ以前の委員会でも何回か討論されているのですけれども、この材料費の中をジェネリックに変えた場合、この純利益にどのぐらい反映されるか算定はされていますか。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 大変申しわけありません。材料費に係る、ジェネリックにもし変えた場合という試算につきましては、現在押さえてございません。申しわけございません。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） そのジェネリックに変えるという対策というのは、今なされているのですか。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 今、診療報酬の改定が終わったばかりですが、今、この診療報酬の中でも、ジェネリックの推奨ということで今言われております。今後、ジェネリックに変えることにつきましては、当病院でも、院長を初め各先生と話し合いながら今進めているところでございますが、あくまでも先生の、診療報酬に基づいた中で、患者さんの容体に合った治療を行っておりますので、それらにつきましては、強制的にこちらでお願いするということ

はちょっとできない部分もございます。

今後はなるべくジェネリックを使っていただくような形で、経営面でも、院長も考えていただいておりますので、努力していただきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号及び議案第43号については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時07分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

#### 議案第44号

○議長（山崎数彦君） 日程第13 議案第44号平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第44号の補正予算について御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、財政課長から御説明いたします。

議案第44号平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）。

平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,643万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,651万2,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第44号の補正予算について御提案申し上げます。

事項別明細書については、財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 8 節報償費 4 万 5,000 円の増額補正は、ふるさと応援寄附金の増加に伴う当該寄附者への贈答品の増であります。

1 3 節委託料 7 2 3 万 6,000 円の増額補正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、社会保障・税番号制度を導入するための電算システム整備改修委託料であります。

なお、本件につきましては、歳入の国庫支出金において財源措置をしております。

1 8 節備品購入費 1 1 万 4,000 円の増額補正は、庁内ネットワーク接続機器の故障による更新費用、1 9 節負担金補助及び交付金 6 6 万 3,000 円の増額補正は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、地方公共団体情報システム機構が整備する中間サーバーを利用するための整備負担金であります。

6 目財産管理費 1 3 節委託料 1 1 万 9,000 円の増額補正は、消防庁舎裏の市有地における消防施設用地及び宅地用地確定のための用地測量及び境界くい設置費用であります。

1 2 目定住促進費 1 9 節負担金補助及び交付金 1 5 0 万円の増額補正は、定住促進助成事業の申請者増加に伴う住宅建設等奨励金の増であります。

1 3 目諸費 2 3 節償還金利子及び割引料 1 0 0 万 4,000 円の増額補正の内訳は、過去 5 年間の所得税の還付申告などに伴い、市道民税の減額更正が発生し、還付額が増になったことによる市税等過誤納還付金が 7 0 万円、平成 2 5 年度生活保護費及び障害者医療等に係る道費負担金返還金が 3 0 万 4,000 円であります。

次に、3 款民生費 1 項社会福祉費 3 目障害者福祉費 9 節旅費 3 万 4,000 円の増額補正は、障害程度区分認定調査に伴う職員旅費の増であります。1 2 節役務費 4 万 2,000 円の増額補正は、障害程度区分認定に係る新規更新者の増に伴う医師意見書作成手数料の増、1 3 節委託料 2 9 万 2,000 円の増額補正は、計画相談支援等の完全実施に対応するための障害者福祉システム改修費用であります。

7 ページをお開き願います。

2 項老人福祉費 2 目老人福祉センター費 1 5 節工事請負費 5 5 万 2,000 円の増額補正は、老朽化に伴う老人福祉センター屋根の改修工事費であります。

次に、5 項児童福祉費 2 目児童福祉事業費 2 0 節扶助費 8 4 万円の増額補正は、障害児通所支援の新規利用者の増等に伴う扶助費の増であります。

次に、4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費 1 1 節需用費 2 9 万 7,000 円の増額補正の内訳は、予防接種法施行令等の改正により、本年 1 0 月から水痘及び成人用肺炎球菌が定期予防接種の対象になることから、当該予防接種の実施に伴う消耗費 1 万円と、水痘ワクチン購入に係る医療材料費 2 8 万 7,000 円であります。1 2 節役務費 2 万 9,000 円の増額補正は、予防接種対象者への通知に係る郵便料、1 3 節委託料 2 5 3 万 4,000 円の増額補正の内訳は、予防接種法施行令等の改正に対応するための健康管理システム改修費用 2 9 万 2,000 円と、水痘及び肺炎球菌ワクチンの接種に係る医療機関への委託料 2 2 4 万 2,000 円であります。

なお、定例会資料の 3 ページから 4 ページに、水痘、成人用肺炎球菌ワクチン予防接種に係る資料を掲載いたしましたので御参照願います。

次に、6 款農林費 2 項林業費 1 目林業振興費 1 9 節負担金補助及び交付金 3 万 5,000 円の増額補正は、森林整備担い手対策推進事業の対象者の増に伴う北海道造林協会への負担金であります。

3 目治山事業費 1 1 節需用費 5 8 万 2,000 円の増額補正は、7 月 1 6 日の局地的大雨に



より崩壊した真王寺地先ののり面について、北海道の小規模治山事業の採択を受けて、抜本的改修工事を行おうとするもので、同工事の実施に伴う消耗品費であります。13節委託料280万8,000円の増額補正は、小規模治山事業の実施に伴う測量設計委託料であります。

9ページに参りまして、15節工事請負費1,000万円の増額補正は、同事業による、のり面改修に係る工事費であります。

なお、定例会資料の5ページに、改修工事地図、断面図等を掲載いたしましたので御参照願います。

次に、7款1項とも商工費3目誘致企業向け住宅費15節工事請負費139万1,000円の増額補正の内訳は、誘致企業向け住宅の周辺樹木の背丈が高くなり、冬期になると雪の重みで歩道や民家側に倒木することから、樹木の剪定等を行うための周辺整備費用73万2,000円、空戸への入居者決定に伴い、クロス張りかえ及びベランダの補修等を行う住宅改修費用65万9,000円であります。

次に、8款土木費3項1目とも河川費15節工事請負費523万8,000円の増額補正は、7月16日の局地的大雨により、沢町川及び金井沢川に堆積した土砂を取り除くための河川しゅんせつに係る工事費であります。

次に、9款1項とも消防費3目消防施設費13節委託料495万8,000円の増額補正は、建築後50年以上経過し、老朽化が著しい消防団第2分団詰所を新築するための設計委託料であります。15節工事請負費850万円の増額補正は、経年劣化等による消防本部庁舎の天井雨漏り箇所増加に伴い、抜本的な改修を行うためのスノーダクト新設及び屋根張りかえ等に係る工事費であります。

なお、定例会資料の6ページに、改修工事参考図を掲載いたしましたので御参照願います。

次に、11款災害復旧費2項文教施設災害復旧費1目社会教育施設災害復旧費15節工事請負費59万4,000円の増額補正は、7月16日の局地的大雨により、郷土館のエレベーターピット内が浸水し、通信ケーブルがショートしたことにより、通信機器が故障したため取りかえ工事を行うものであります。

次に、15款1項1目とも予備費703万円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金8節児童福祉支援給付費負担金42万円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました児童福祉サービス給付事業に係るものであります。

次に、2項国庫補助金1目民生費補助金1節障害程度区分認定等事業費補助金3万8,000円の増額補正は、障害程度区分認定事業に係る事務費の増、6節障害者総合支援事業費補助金14万5,000円の増額補正は、障害者福祉システム改修に係る補助金であります。

5目総務費補助金2節社会保障・税番号制度システム整備費補助金672万9,000円の増額補正は、歳出の総務費で予算措置いたしました社会保障・税番号システム整備に係る補助金であります。

次に、14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金7節児童福祉支援給付費負担金21万円の増額補正は、国庫負担金と同様であります。

2項道補助金4目農林費補助金1節治山事業費補助金669万5,000円の増額補正は、

農林費で予算措置いたしました小規模治山事業に係る補助金であります。

次に、18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金4,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

次に、19款諸収入4項雑入3目1節とも過年度収入220万円の増額補正は、平成25年度障害者自立支援給付費道費負担金の精算に伴う追加交付であります。

以上で、議案第44号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 3カ所ばかり質疑をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、歳出の7ページ、予防費の286万円の補正でございますけれども、先ほどの説明でも、資料3ページ、4ページの水痘、成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種の関連だと思っておりますけれども、この資料を見ますと、何か国の制度を羅列したようなものであって、当市は国に準じて行うものだと理解しております。

そこで、国の制度はどういうもので、当市が行おうとすれば、当然、規則あるいは要綱等で示さなければ、この資料では理解できないと思っておりますけれども、これでよろしいのか、お伺いたします。

例えば料金全体でどのくらいで、自己負担はどれくらいで、その分を市が全額助成するのか、無料と聞いておりますけれども、当然委託料として、医療機関に委託するとすれば、それぞれ医療機関と契約をするのですから、その詳細についてを伺いたいと思っております。

次に、委託料として224万2,000円を計上しておりますけれども、その算出根拠を伺いたいと思っております。

この制度は、もともと国の予防接種法の制度としてあったものに、平成26年10月1日より、成人用肺炎球菌ワクチン予防接種法に基づき、定期接種に追加されたものと思っておりますけれども、それであれば、もう少しわかりやすく丁寧に説明する必要があるのではないかと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

先ほども言いましたように、この制度を適用とすれば、当然、規則、要綱等は要らないのか、予算措置をすれば、助成制度、無料化ができるのかをお伺いしたいと思います。

次に、9ページの消防費の消防施設改修事業ですが、今の消防庁舎は、平成23年度に昔のショッピングセンターを全面改築したものでありまして、まだ3年しかたたないのに、スノーダクト屋根の張りかえなど850万円もかけて実施しなければならないのか。これは、我々素人が考えても、全く用途の違う消防庁舎に改築するのであれば、当然その時点でこのような工事も含まれていると思っておりますが、その辺の経過を説明願いたいと思っております。当然、技術屋さんであれば当たり前のことだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

23年度の工事には、御承知のとおり、補助率は私ちょっと覚えておりませんが、補助金がついたはずでございますけれども、この850万円をかけて今やるとすれば、先ほど言いましたように、一緒に工事をすれば、この分だって補助対象になったと思っておりますけれども、今回の補正を見ると全額単費で実施するようでございますけれども、いかがなものでしょうか。

だとすると、私は、今申しましたように、市に幾らかの損害を与えたのではないかと思いますけれども、その辺も御答弁願います。

次に、第2分団詰所新築事業の設計委託料ですけれども、第2分団詰所とは、現在、建物の

行政財産としての位置づけはどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

というのは、歌志内市消防署の組織等に関する規定の改正で、以前は、第4条第2項で、出張所を置き、その内容等は別表で、名称は神威出張所ですと。位置は、歌志内市字神威43番地ですとっておりますけれども、その後の改正で、この規定については削除されておりますけれども、この建物の規定等は、現在、何の規定の何条に位置づけられているのかははっきりしないので教えていただきたいと思います。

設計委託料として約500万円の予算が計上されておりますけれども、予算が可決されますと発注するものと思っておりますけれども、財産の位置づけがはっきりしないものを発注できるのか。

また、これについては本当に必要なのかを伺いたいと思います。500万円の設計委託料は、消防車の車庫のみなのか、どんな建物を予定しているのかを伺いたいと思います。

このような設計であれば、内容ちょっとわかりませんが、職員で対応できないのか伺いたいと思います。

それから、私、毎回言っておりますけれども、今回のこの事業については、補正予算になじむのか、補正予算とは何ぞや、その辺をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁。

虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 私のほうからワクチン関係について御答弁申し上げます。

まず、この予防ワクチンにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、予防接種法施行令の一部を改正する政令並びに予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する政令の施行に伴いまして、本年10月1日より、水痘ワクチン及び高齢者の肺炎球菌ワクチンが追加されたものでございます。

水痘ワクチンにつきましては、A類の予防接種でありますので、ほかのA類の予防接種と同様に、接種費用に係る自己負担を無料として、それに対応するものでございます。

一方、肺炎球菌ワクチンにつきましても、本市としましては、B類の疾病予防接種であります。高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの予防接種を促進し、肺炎球菌による肺炎の発症の予防、重症化予防を図るため、より接種しやすい体制を整えることを重要と考えておりますので、接種費用に係る自己負担を無料として、それぞれ予算を補正するものでございます。

費用の内訳ですが、水痘ワクチンにつきましては、市で購入し管理することから、医薬材料費の水痘ワクチン50本分の費用28万6,200円、委託料15万円、その他通知に係る郵便料等を補正するものでございます。

また、肺炎球菌ワクチンにつきましては、予防接種に係る委託料209万1,764円と、個人通知に係る2万6,130円、また、クーポン券代など、それぞれの費用を補正するものでございます。

算出根拠でございますが、水痘ワクチンにつきましては、接種対象者、12カ月から36カ月の方、そして36カ月から60カ月の方、それぞれ23人おりますので、これが実46人になります。プラス2回接種するということが可能な方が今回4人いますので、延べ50人分の接種費用として3,000円掛ける50人分で15万円の委託料を計上しております。

肺炎球菌ワクチンにつきましては、委託料としましては、市立病院が6,887円、勤医協が6,480円ですので、市立病院に係る部分につきましては、それぞれこれまでの予防接種の実績から見て172人、勤医協につきましては140人と見込み、合計額として209万

1,764円を計上しているものでございます。

なお、対象者につきましては、現在390人ほど見込んでおりますが、これまでの予防接種の状況、それらを勘案しまして、接種率を80%と見込みまして、312人を対象に接種をするということで予算計上しているものでございます。

予防接種の部分ですけれども、資料にお示ししましたとおり、対象は水痘ワクチンにつきましては、生後12カ月から36カ月に至るまでの間の方と。そして、経過措置としまして、生後36カ月から60カ月に至るまでの方に対して1回接種すると、これは26年度限りです。また、その他既に水痘に罹患したことのある方については、対象外としているというものでございます。

肺炎球菌ワクチンにつきましては、接種対象者につきましては65歳の方ということになっておりますが、これは経過措置の終了する平成31年度までとなっております。また、60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能、またはヒトウイルスの免疫機能の障害のある方についてということで、これについては対象となっております。

また、接種方法につきましては、肺炎球菌ワクチン、ポリサッカライトを筋肉または皮下に注射するというものでございます。

経過措置としまして、26年から30年度までの間は、前年度の末に当該年度65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方を対象としております。また、平成26年度は100歳以上の方を対象としているものでございます。

これにつきましても、既に肺炎球菌ワクチンを接種を受けた方については対象外としているところでございます。

それと、これに係る要綱でございますが、要綱につきましては、他のインフルエンザとか予防接種と同様に、要綱を策定して実施するものでございますが、今現在、詳細を詰めて作成中でございますので、要綱については、策定して行うことにしております。

また、委託料なので、委託契約については、それぞれ市立病院、勤医協と委託契約を交わしながら実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） まず、屋根の補修の件からお答えいたします。

どうして一緒に改修しなかったかということでございますが、改修計画時に建物の屋外状況を調査いたしました。その時点では雨漏りの形跡は確認されませんでした。また、屋根本体においても目に見える損傷はありませんでしたので、当分の間は現状維持できるものと判断したところでございます。

2点目の神威の詰所の件でございます。

まず、車庫のみかということでございますが、そうではございません。消防団詰所となりますので、待機する場所、また、車庫と会議室等を設ける予定となっております。

また、必要なかということでございますが、災害時、消防団が詰める場所でございますので、これは必要な建物ということですよ。

また、補正は必要なのか、どうして補正をかけたのかということでございますが、この詰所は建設してから53年が経過し、老朽化が著しく、サイレン塔のコンクリートの劣化も進み、また、ひび割れが発生したため、併設されているホース乾燥塔は現在使用不能となっております。

また、この建物は、人が入ることが前提に建てられたものでございます。現在のように無人

での使用は考えておりませんでしたので、冬期間には水道管の凍結により、流しはもとよりトイレの水も凍結している現状でございます。

また、冷え込みが厳しいときには、車庫内は日中でもマイナス10度を下回り、消防車のポンプないが凍結した事案も発生しております。その他にも軒天や外壁が落下するなど、ここ数年は補修を重ねながら、1日でも長く使えるようこの2年間、毎日職員が建物自体や消防車の状況を確認して運用していたところでございます。

ことしに入り、原因不明の雨漏りや窓から雨水が浸入してきており、損傷が一気に進み、補修することは難しくなってきました。

このような状態では、防災の拠点としての機能を果たすことはできず、結果、出動がおくれ、助けられる命が助けられないということも懸念されるところです。

また、災害時には、この建物に消防団が詰める場所となるわけでございますが、このような状況下では、冬期間には待機するには大変難しいことが予想されます。そのようなことから、一刻も早い整備が必要となったため、今回、補正となったものでございます。

それから、職員で設計をできないかということでございますが、その点に関しましては、建設課でお答えをいたします。

一番最初の建物の行政財産の位置づけでございますが、神威分団の詰所ということで私どもは位置づけをしているところでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） これぐらいの建物であれば、建設課のほうで、職員で設計できないかということでございます。できる能力はございます。

しかしながら、こういうある程度大型な建物というのは、地盤の調査、簡便な調査でございますが、今回は、スウェーデン式貫入試験という試験をやる予定でございます。そういった機械器具の保持、そういうものもされておられませんし、また、鉄骨造でございますので、構造計算、これは電算起こして計算するというソフトも持ち合わせておりません。こういった類いのものは、たとえ建築士を置いていても外注するのが一般的でございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 私のほうからは、補正予算はどういうものかということについて御答弁させていただきます。

補正予算につきましては、予算の調整後に生じた事由につきまして、既定の予算に追加、その他変更を加える必要が生じたときに調整される予算というふうに認識をしております。当初予算の調整後に、やむを得ない事由により、既定の予算に変更を生じたので、今回、当初予算では想定されなかったことから、補正予算で対応させていただいたものでございます。

（「全般的に答弁漏れあるのだけれども」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎数彦君） どの件ですか。

○5番（原田稔朗君） さっきの1番目の料金全体でどのぐらいかかって、自己負担どのぐらいなのかという答弁あったらどうか。私が聞き漏らしたのかな。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 申しわけございません。再度繰り返させていただけます。

水痘ワクチンにつきましては、1人3,000円かかるところを、他の接種と同じように、自己負担無料で行うということにしております。

また、水痘ワクチンにつきましては、市立病院が6,887円、勤医協が6,480円かかる  
ところを、全額負担として、市のほうで無料として行うということでございます。

以上です。

(「6,000何ぼですか」と呼ぶ者あり)市立病院が6,887円、勤医協が6,480円  
ということになっております。

○議長(山崎数彦君) 原田稔朗さん。

○5番(原田稔朗君) 恐らく、1番目ですけれども、先ほどの答弁では、10月1日からと  
言っていましたね。それで、規則なのか要綱なのか知りませんが、これをつくらなければ  
だめなので、つくりますという答弁でしたよね。

それで、恐らく私は事務の手順として、勤医協と市立病院に委託するわけですから、委託す  
る前に、こういう要綱なり、規則なのか要綱なのか、その辺よくわかりませんが、こう  
いうことで実施をしますから、契約してくださいというのかな、そういう手順になるのではな  
いかという気がするのです。

そうしたら、10月1日から実施をして、そしてそれから委託契約をして、それから住民に  
周知をしてということになると、事務手続として間に合うのかなという心配があるのです。そ  
れで、急げばできますよというのか、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

それで、先ほども言いましたように、資料の中には書いてあります。書いてありますけれど  
も、例えば市民が見て本当に理解できるのかなという気がするのです。それで私、規則とか要  
綱をきちんと決めて、そして市民にPRをして、これ政策ですからね、PRをして、実はこう  
こうこういうことで10月1日から実施をしますということで、もう少し親切丁寧に、皆さん  
が理解できるようなことにするのが、市長もおりますけれども、政策的なことで、住民がああ  
よかったなというように喜んでもらえるような、もう少し、誰が見てもわかるようなことにな  
らないと、ちょっとこれでは不親切でないかなという気がするのです。

それとまだ、あちこち行くかもしれませんけれども、それから2番目の消防の件ですけれど  
も、消防長が主に答弁をされましたけれども、私は先ほど素人でも、ショッピングセンターを  
全く別な建物ですから、ショッピングセンターをショッピングセンターに内部改造するのもし  
たら、これは当たり前のことです。ですけれども、ショッピングセンターを消防庁舎に直すと  
いったら、まるきり用途ががらり変わるわけです。そうしたときに、技術屋さんとして、なぜ  
この、今やるから850万円かかるのだと思うけれども、一緒にやれば、もっと安くできたか  
もしれないけれども、その辺、技術屋さんとして、消防庁舎を直すときにだって設計委託をし  
たはずなのです。その設計委託をするときに、当然市のほうで設計屋に、こうこうこういうふ  
うに直したいのだということで入札するのか、何かするのか知りませんが、やるはずな  
のです。それを技術屋さんが見た段階で、こういうことが気がつかなかったのか。

それから、例えばさっきスノーダクトが何とかという話が出ましたけれども、あそこは無落  
雪です。そうすると、当然上のほうは、今までだって雪が降って解けたら水が、一遍にはなく  
ならなかったのかもしれませんが、なくなったはずなのです。そうすると、当然防水加工  
や何かをしているはずなのです。それで、そういうところを気がつかなかったのか、気がつ  
いていてもお金がかかるから削ったのか、その経緯を知りたいということで私言ったはずな  
のですけれども、これも答弁漏れなのですけれども、3回しかできませんので、私は答弁漏れだ  
と思っているのです。ですから、その辺をきちんと答弁をしていただかないと困るわけです。

それから、先ほども質問で申しましたように、850万円です。そして、この予算書を見る  
と、これだけで1,300万円です。全てが単費です。

そうすると、先ほど決算のことで女鹿議員が質問しましたけれども、市長は、安定した財政運営をできるだけしなければならないと、こういうような答弁しているわけです。そうすると、本当に1,300万円だったか、それだけのお金を簡単に補正でできるのかと。だから私は、補正というのは、本当に緊急やむを得ないで、今でも潰れるということで、緊急やむを得ないのが補正だと、私はそういう理解をしています。

ですから、例えば来年度の予算で委託料と工事費を一緒に出すとか、そういうことにならないのか、これだって聞いているのだけれども、答弁ないのです。

それから、飛びますけれども、第2分団の詰所、これ私、規定がどこにあるのだと。財産の管理がどうなっているのか、これ何も、先ほどそれで私、読み上げたのですけれども、財産の管理も何もない。行政財産にもなっていないし、何もないとすれば、そういうものを市費を投じて直せるのかという問題が出てくるわけです。ですから、その財産がどうなっているのか、それも聞きたいのです。

それから、この500万円の委託料というのは、設計委託ですから、委託料にしてはかなり高い金額なのです。そうすると、私は聞いたのは、この500万円の委託料をかけて、今ある車庫だけつくるのかと。そのほかに何かつくるのかと。こういうことの答弁ないのです。

ですから、3回しかできないので、その辺もう少し親切に答弁をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁。

西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 財産の区分について御説明申し上げます。（「済みません。ゆっくりしゃべってください」と呼ぶ者あり）はい。区分といたしましては、行政財産の公用財産の中に明記をされております。

また、設置条例につきましては、他市を確認したところ、設置条例を設けているところと設けていないところがございますので、その辺は上級官庁と十分に協議をして、条例を作成するかどうか決めたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 水痘及び肺炎球菌ワクチンの予防接種の実施に当たりましては、これまで医療機関と実施に向けて打ち合わせを行ってまいりました。実施に向けましては、補正予算が可決した後に、予防接種法第5条第1項の規定に基づきまして、定期接種実施要領に、実施種目や対象者、委託先または業務内容、手順などを定めて実施してまいりたいと考えております。

なお、わかりやすい説明ということでございますが、対象者の皆様には個人通知により御案内し、また、広報、チラシを活用しながら、御理解をいただきながら実施してまいりたいと考えております。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 消防庁舎に用途が変わるときに屋根のふきかえ等をやれなかったのかということでございますが、御答弁申し上げます。

ショッピングセンターから消防庁舎に用途が変わることで、建設当時の屋根構造については、特に問題はありませんでした。トタンの寿命でございますが、ガルバリウム鋼板という製品でありますので、25年は耐用可能ということでございました。

当時、屋根に上りまして状態を確認しましたが、雨漏りやさびつきの実態はございませんでした。国庫補助事業の対応とは言いましても、問題がない屋根のふきかえは考えておりませんでした。

最近になりまして、はぜの部分からの雨漏りや冬期のすが漏りが多くなってきてまして、これ以上になりますと、天井の材料にも影響が懸念されることから、全面張りかえということになったわけでございます。

また、無落雪の構造でございますが、ダクトの溝なしの工法でございました。そういった構造が水の滞留を起こしまして、さびの原因にもなったものと考えております。

当時は、建設費を少しでも軽減することで、経過年数が到来していない屋根部分は、今後のメンテナンスで延命することで考えておりましたが、このような状態は、当時兆候すら見られなく、計上に至りませんでした。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 最後ですので、まだ聞きたいこといっぱいありますけれども、ちょっとまとめてお伺いをいたします。

法制担当者にちょっと聞きたいのですけれども、今、消防長が答弁いたしましたように、先ほど私言いました、出張所を廃止をしました。それで、そのときには当然行政財産だったのではないかという気がするのです。その時点で普通財産に移行するのではないかという気がするのですけれども、その点を、法制担当者になるのか、管財担当者になるのか、その辺をもう一度お伺いしたい。

というのは、今の答弁では、どこにも位置づけされていませんと。私はそういうふうに取りました。そうすると、どこにも位置づけされていないものを市費を投じて、そういうことできるのかなという、ちょっと疑問があるものですから、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、先ほど私ちょっと聞き漏らしたのだと思うのですけれども、その辺は失礼したと思いますけれども、神威の、私に言わせると幽霊建物だと思うのですけれども、それは、車庫のほかには待機所や何かをつくるというような答弁がございました。

そこで、私の聞きたいのは、すぐ設計に出すわけですから、当然、平屋なのか2階建てなのか、あるいは何平米の建物を予定しているのか、その辺が答弁なかったものですから、当然設計を出す場合には、そういうことを設計屋に述べるというのか、そういう仕様書を出して設計委託をするのだと思うのですけれども、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

それから、肺炎球菌の問題ですけれども、勤医協と市立病院に委託をすると、こういうことでございますけれども、それぞれ、私は、何かの事情があって単価が違うのかな、先ほどの答弁では単価が違うようなことを言っていましたので、なぜ同じ仕事をするのに単価が違うのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、しつこいようですけれども、補正の関係ですけれども、本当に今回補正しなければ間に合わないのか。だから、先ほども言いましたように、設計を委託します。委託して、工事は何ぼかかりますと。抱き合わせで、本来であれば、そういう予算の編成をするのが私は本当だと思うのですけれども、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

まだいっぱいあるのですけれども、先ほどのことで忘れまして、それだけひとつよろし



くお願いします。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午後 1時04分 休憩

---

午後 1時06分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁。

松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 詰所の関係について、その位置づけのことでございましたけれども、条例等の位置づけにつきましては、今後、検討してもらうこととなりますが、廃止したとき以降につきましても、行政財産としましては、行政財産の公用財産ということの中の消防施設という中のところで、うちのほうは管理しております、国のほう等にも報告している財産の調書と、この中にも、公用財産の消防施設の中に数字を入れて計上しております。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 詰所の関係で御答弁申し上げます。

先ほど幽霊屋敷かというお話もありましたが、年間57回、団員だけでも57回使っております。また、職員もいろいろと、100回を軽く超えるぐらい使っている施設でございますので、決して幽霊屋敷でもそういうものでもありません。

その中では、今後の詰所について、どのぐらいの大きさなのかと、建物の1階なのか2階なのかということでありましたが、建物の大きさは220平米以下に抑えたいというふうに考えております。また、平屋か2階建てかということにつきましては、今後、敷地の関係、また、建設費の関係も含めて、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 肺炎球菌ワクチンの単価の違いにつきましては、それぞれ医療機関に、接種に係る費用ということで算出していただいております。ワクチン自体は同じ単価なのですが、それに診療報酬、事務手数料、診療のそれらの経費を加味しまして、若干の違いが発生しているということで理解しております。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 今回、補正にて消防庁舎分団の委託料ということで、どうしてこの時期かということがございます。抱き合わせでできないのかという部分でございますが、設計委託料を用いまして、今後、地質調査、用地の調査含めて建築設計を行いますので、数カ月かかると。そして来年度建設に向けての予算という段取りからいきますと、どうか今回の9月に補正をさせていただいて、来年の予算計上に間に合うという段取りから、2カ年になるということで御答弁させていただきます。

○議長（山崎数彦君） 原田議員の質問を打ち切ります。

ほかに質問ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、老人福祉センター費ということで、これも屋根の補修ということの工事費で、55万2,000円という金額であります。私も以前にその場面を見て、雨漏りというところから直さなければならないというふうなことで聞いているのですが、その雨漏りに至った理由と、

55万2,000円で、その工事がどの程度の工事なのか、それにつきましてお伺いいたします。

それともう1点、8ページの下のほうです。治山の工事ということで、真王寺の、以前、議員全員がそこを見に行ったという経緯もあるのですが、あそこを修復するに当たって、改修するに当たって、そのすぐしたに民家があったわけなのですが、その民家に対する、あるいは周辺の民家に対する安全策というものをどのようになされたのか、と同時に、住民に対して、こういった面で安全ですからという周知といいますか、説明をしっかりとされているのか。その工事の開始はいつごろから始まるのかということをお答え願えればと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 老人福祉センターの雨漏りの原因、箇所につきましては、排煙設備として屋根に設置されている、三角形に突起している排煙口で、積雪に押されて三角部分がゆがんだ状態になっているのが原因と思われます。現在はコーキングをして雨漏りはおさまっているのですが、根本的に修繕が必要なことから、今回、工事費の補正予算を計上したものでございます。

これまで応急的にコーキングをしながら対応しておりましたが、排煙口を屋根に取りつけられている三角形の部分が本当に必要なのかと、また、現状復帰がいいのか、また、排煙設備が設けられないとだめなのかとか、種々検討してまいりましたが、結果的には、排煙口をなくすことは、建築基準法上ではちょっと難しいという判断になりましたので、三角の形状を積雪にも耐えられるような形状に変更しながら改修していきたいと考えております。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 8ページの治山事業費の関係でございますが、地先の安全についてはどうだということでございますが、十分山について内容を説明いたしまして、早急に工事をやるというお話をしております。一度崩れている部分でございますので、大量な雨が降った場合は、ちょっと山を見ながら対応といいますか、場合によっては行政のほうに情報を教えてもらおうと。行政のほうも見回りはいたしますけれども、そういうことで、お互いに、一度崩れている山でございますので、注意し合いましょうということになっております。

工事につきましては、この予算が通りましたら、まず委託業務を出しまして、その成果をもとに工事を発注したいと思います。11月に入ってから工事になるのかなと思います。終わりは3月上旬ぐらいかなということ考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 真王寺のほうは、住民のほうと話をしながら、安全策についてお互いに確認しながらということでお伺いいたしました。

あと、老人福祉センターの排煙設備、それらを検討した結果、必要なのだと。必要なものなので、形を変えてということで、雪の重みによってゆがみが発生して、それが原因でということであれば、雪に対応するものでなければ、また同じような状況が起きてしまうと思うのです。それにはしっかりと対応できるものなのか。換気口は必要だということですから、何らかの形でということになるのでしょうか。この55万2,000円ということで、あの屋根を、どのぐらいの部分で補修できるのか、新たにするのか、あるいは補修だけなのか、その辺のところの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 先ほど虻川課長の御答弁にもございましたが、換気部分は温存

しながらということをございまして、換気の部分は三角になっております。その部分に雪がどうしてもひっかかって、すが漏りの原因になるということをございますので、本町団地で実績がある、そういった煙突が支障になって雪がそこに滞留するという部分の解消策を、実績を踏んでおりますので、同じような方法で、三角の部分から長方形の屋根に、その部分だけつくりかえてということで、雪がそこにとどまらないような構造にするということで、55万2,000円ということをございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 確認なのですけれども、6ページで説明されました財産管理費の委託料、消防庁舎の裏の市有地を測量するということなのですけれども、これを測量して、何かに利用する目的がもう既に決まっているのかどうか、何のために測量するのかということをございましてお尋ねしたいと思ひます。

その下の負担金及び交付金の中の、補助として150万円、これも補正なのですけれども、当初の420万円から何人ぐらいふえて、何人分ぐらいを予定して、150万円の補正が必要になったのか。

それと、8ページの予防費なのですけれども、今回、補正で286万円ということなのですけれども、これは、ワクチンを無料というような格好の性質上、国とか道の補助の対象は期待できないのか。来年度も恐らくこういう格好でワクチンの無料化ということをございまして考えるのでしょうか。これは、そういう格好の期待はできないのかということをございましてお尋ねしたいと思ひます。

それと第2分団の詰所、これは、今の詰所の場所、そこを解体して新築するという予定で、今回、設計を委託するのか。場所は、出動の態勢ですとか、ないしは団員の集合の関係で、あの場所がいいのかどうか、その辺を聞きたいと思ひます。お願ひします。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 私のほうから、消防裏地の部分の関係でございまして、消防裏の宅地につきましては、平成19年度に商業施設、店舗等住宅用地から一般住宅用地に変更して分譲した経過がございまして、そのとき購入者がいなかったということで、その後、平成23年10月に消防庁舎が移転しまして、消防施設用地を確保する必要があったことから、一時ちよっと保留になっておりました。

このたび消防用地もほぼ確定して、また、消防施設用地として、民有地を無償借地していた土地の関係も整理する必要がございまして、宅地用地を確定するために用地測量等を行うものでございまして。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 詰所関係で御答弁申し上げます。

建設場所は、今の庁舎の裏側になります。その後、建ててから現在の庁舎を壊す予定となっております。

また、場所はどうかという御質問がありましたが、消防では、文珠から神威までの間、約10カ所ほど建設予定地として検討いたしました。

検討内容は、まず第1に、市有地であること。2番目として、敷地面積が広いこと。3番目に、水害等の被害に遭わないという地形であること。4番目に、第2分団の消防団員が招集しやすいということ。5番目として、主要道路までのアクセスがいいということをございます。これらのことを検討したところ、全てを満たす候補地は、現在の詰所の土地となりました。

また、この周辺には団員も多く、招集しやすいということもあり、団員からの要望も現在の

土地でございました。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 定住促進事業の関係の部分でお答え申し上げます。

当初予算につきましては300万円を計上いたしまして、内訳といたしましては、市内業者新築の1件200万円、中古住宅2件の100万円、これを見込んでおりました。

今回の補正を150万円いたしまして、合計で450万円ということで補正をかけるわけですが、実際に今、新築の方が2件、東光団地を購入いたしまして、現在、建築中の方が2件いらっしゃいます。

中古住宅につきましては、1件既に交付済みでございまして、1件を見込みということで、合計で450万円ということを見込んで補正しております。

新築の2件につきましては、市内業者で建設されている方が1件おまして、200万円と。あと1件の方については、市外業者の方ですけれども、建てかえといたしますか、古い住宅の除却も見込んでいるということで、150万円を想定しております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 予防接種にかかわる財源ということでございますが、定期接種になりますと、予防接種法の分類で、集団発生を予防するA類の水痘につきましては費用の9割、個人の予防を重視するB類の成人用肺炎球菌ワクチンについては、3割が地方交付税で賄われるということになっております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 消防庁舎裏の市有地、また分譲できるようにするという事なのですが、これは以前とまた分譲の方法というか、値段もそうでしょうし、いろいろ考えて購入しやすいような格好にやり直すということでしょうか、その辺ちょっと確認したいと思えます。

それと第2分団の新築ですけれども、今の消防本部、これも先ほど来話があったショッピングセンターを代替して使っているということです。歌志内市の遊休施設、結構、例えばリンリン館ですとか、西小跡地ですとか、いろいろな遊休の施設があるのですけれども、そういうのを転用するというふうな考えはなく、あくまでも新築事業というふうな考え方で進めるということですか。

それと、今の場所が一番いいということなのですが、通念上、あそこというのが、道道に面していいかなとは思いますが、それにかかる費用と、別な遊休している施設を使うということで、どのくらい差があるか、その辺も検討して、補正の予算を使うべきかなと思えるのですけれども、その辺は考慮されているのですか。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁。

西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 第2分団詰所の新築か、それとも既存の施設がよろしいのかということですが、既存の施設、当然検討いたしました。リンリン館も含めて、いろいろ検討したのですが、やはり近くに老人ホームがあるだとか、そこでサイレン鳴ったらどうなのだとか、いろいろ検討した結果、やはり道道沿いで、消防車が入ってということになると、あと、消防団が招集しやすい。それは、やはりあの地区が一番、消防団員も10何名いますので、や

はりあそこが一番適地だということで、新築という形になりました。

以上でございます。（「差額なんかは検討したのか」と呼ぶ者あり）

差額につきましては、特段検討しておりません。まず、その場所が消防に適しているのかなのか、また、団員が集まるのかなのかというのが第一でしたので、それに該当しないので、検討する値はなかったということで、検討しておりません。

以上でございます。

○保健福祉課長（虻川善智君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 消防裏の宅地の関係でございますが、今回の部分につきましては、消防施設用地の確定と宅地用地の確定をするということで、分筆しますので、まだ分譲できるかどうかのところまではちょっとわかりませんが、分譲するとすれば、当然価格については見直す予定でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 歳出の総務費で、マイナンバー法の関連なのですけれども、結構、電算システムの整備、いろいろ多くの不安要素があるということが指摘されております。

そこでちょっと聞きたいと思えますけれども、一つ目、メリットは、大体常任委員会でもらった資料に書かれているのですけれども、デメリットというのはどういうものがあるのか伺いたいです。

二つ目、個人情報漏えいです。100%完全に安全と言えるのかなのか伺いたいです。

三つ目ですけれども、住基カードの普及が恐らくままならない状態で今進んでいると思うのですけれども、今後これを行うことによって、巨額な費用を投じて行う必要が出てくると思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

商工費ですけれども、住宅の木々を伐採するとかということなのですけれども、6月の一般質問の中でいろいろ質問させてもらって、今回、予算づけしていただいたのかなと思えますので、感謝したいと思います。

今回、家の周りの木を全部切ってしまうのかなのか伺いたいです。それで、全部切るのであれば、そのあと、フェンスなどを建てる予定とかというのがあるのかなのか聞きたいと思えます。

また、住宅の改修で、ベランダ等の改修ということで書かれているのですけれども、ベランダというのは木製に恐らくなっていると思うのです。今後、建物を維持していく上で、木製になっているところが腐らないように、いろいろ塗料を塗ったりだとか、そういうことをしていないとだめなのだろうと思うのですけれども、その辺どういうふうにメンテナンスのことを考えているか聞きたいと思えます。

あとは、先ほどからひっきりなしに言われている第2分団の詰所の件なのですけれども、この調査設計委託料500万円ほどあるのですけれども、本庁舎の建てかえのときに、設計料が恐らく400万円ちょっとぐらいだったと思うのです。それから比べると結構高いような気がするのですけれども、その辺の算定はどういうふうにしたのか、お伺いしたと思えます。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） マイナンバーの関係でございますが、デメリットと申しますが、この番号制度を導入するに当たっての、国民の皆さんの懸念ということで何点か挙げられております。先ほども女鹿議員おっしゃいましたように、個人情報外部に漏えいするのではない

かとか、番号を用いたなりすまし、こういうのが発生するのではないかと。あとは、そういう情報が一つの場所で管理されてしまうのではないかとというような懸念が挙げられております。

これに対しまして、どういうものを行っているかと申しますと、まず、制度面による措置ということで、番号法の規定によるものを除きまして、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止するというのを法で決めております。

また、特定個人情報保護委員会による監視監督を行います。そのほか、特定個人情報保護評価を行うと。または、罰則の強化を行う。それから、マイポータルによる情報提供等の記録の確認を行うということを法の制度面において法措置をかけているところでございます。

また、システム面における保護措置といたしまして、先ほど言いました個人情報を一元的に管理するのではないかとということではなくて、分散管理を実施していくということと。個人番号を直接用いず、符号を用いた情報の連携を実施するか。あとは、アクセスできる人の制限管理を実施するといったような措置を考えてございます。

これらの保護措置によりまして、漏えい等を100%防いでいくというような考えで、制度を設計しているところでございます。

また、住基カード、巨額な費用がかかるのではないかとこの部分につきましては、確かに経費はかかりますが、番号制度を導入する意図という部分でいきますと、公平公正な社会を実現するための社会基盤、インフラを行っていくということでございますので、インフラに係る費用ということで理解しております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 誘致企業向け住宅の周辺樹木の関係でございます。

まず、全て切るのかということでございますが、このたびの剪定につきましては、主に工業団地線の道路側に面したヒバ49本を剪定しようとするものでございます。

剪定の中身としましては、地面から大体1メートルほど上までを下刈りをいたしまして、相当上のほうは伸びておりますけれども、大体7メートルから8メートルぐらいの部分で、上部をカットして採光を確保したいと。光りとりを確保したいと、こういうような考え方でございます。

それで、切った後ということで、全てをカットするわけではございませんので、フェンス等の設置については考えてございません。

それから、改修ということで、ベランダ部分の木製部分につきましては、やはり建設から20年以上経過しておりまして、実際に住んでおられる方から、傷んでおりまして、かなり危険な状態だという苦情もいただいております。これらにつきましては、ほかの部分も経年劣化しているところもございますので、今後の課題ということで、住民の方の意見もいただきながら、また、建設サイドとも技術的な部分の協議をしながら取り進めてまいりたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 設計費のことでございますが、現在の本庁舎と今回委託を用います分団の設計料の違いでございますが、本庁舎につきましては、ショッピングセンターの跡地ということで、鉄骨構造の構えはそのまま、内部の間取り、あるいは消防のいわゆる設備とございますか、そういった部分の設計になろうかと思っております。

今度の分団につきましては、先ほども申し上げましたが、ボーリング調査、これから始まりまして、基礎の検討、地盤がやわらかければ基礎ぐいとか、そういったことになりますし、岩

盤がすぐ出れば、直接基礎コンクリートということになるかと思いますが。そういった部分で、分団につきましては、最初のボーリング調査から全て完成までの成果ということで割高になっているということでございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） マイナンバー法なのですけれども、今、課長いわれたように、なりすましだとか、いろいろそういったことで、同じ制度を導入しているアメリカだとか韓国では、このなりすまし情報漏えいで、かなり見直しを迫られているという話になっています。ネット犯罪の危険が強いことで、一つの公開された番号を生涯使うというのはどうなのかということも言われております。

国民の多くがマイナンバー法に対してどれぐらい理解しているのかということも、今後進めていく上では問題だと思うのですけれども、かなりの人たちが多分、マイナンバー法で、自分たちに番号が当たって、一生その番号を死ぬまで使うという認識がかなり薄いと思うのです。その中で、どういうふうにこの番号が使われるのかということも、かなり浸透していないと思うのですけれども、その辺どうしていくのか聞きたいと思います。

あと、費用面です。さっき課長言われましたけれども、100%漏えいしないようなシステムにしていくという答弁をもらったのですけれども、仮にサイバー攻撃とかで、完全に防御できるシステムが構築できるとなると、構築費用が数兆円かかると言われております。

また、このマイナンバー法によるランニングコストも毎年100億円単位でかかってくるということを政府のほうで認めております。初期費用、今回こういう700万円か800万円近くかかっていますけれども、そういったことも含めて、今後、維持費用、これは多分国民が負担していかないとだめだと思うのですけれども、そういった費用面効果でも、これをやる上での意味がかなり薄れるのではないかなという気がします。法になっているので、必ずやらないとだめなのか、その辺もう1回聞きたいと思います。

情報漏えいなのですけれども、民間業者も今後この番号を取り扱えるようになるという話にもなっております。ニュースとかで、民間企業からの情報漏えいというのがかなり、後を絶たない状況にある中で、本当に100%それができるのかどうなのかお聞きしたいと思いません。

あと、企業誘致のやつなのですけれども、壁のほうもかなり、サイディングと木の板でチロル風になっているのです。その辺も今後傷んでくれば修繕というのにもかかってくると思うのですけれども、それはいち早く、このベランダとかもやるのであれば、壁の木だとか、そういうことも腐食を防ぐ手だてをとる必要があるのではないかなと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 1点目の今後の広報等ということでございますが、基本的に、この前も委員会等で資料を出しましたが、こういう資料ができたのが最近でございます。こういった広報については、これからどんどんやっていかれるということでございますので、本市としても適時行っていきたいと考えております。

漏えいしないような部分の費用対効果という部分でございますが、やはりこういう部分の安全・安心に係る経費というのでも相当数かかるものと理解してございます。この制度の費用対効果があるのかという部分でございますが、基本的な、先ほど申し上げました公平公正な社会を実現するための社会基盤、インフラに係る経費ということで、繰り返しになりますが、理解しているものでございます。

必ずやらなければならないのかということでございますが、この番号制度につきましては、歌志内独自だけのシステムではございませんので、他の自治体等からの情報提供、これらの要求にも応じていかなければならないものでございますので、どこかが欠けてもこの制度は成功しないということでございますので、これを導入するということは必然的なものだと考えてございます。

それから、民間企業の漏えいという部分も懸念する部分ではございますが、これを防ぐための安心・安全の確保といったいろいろな保護措置を行っていくということでございますので、その辺で御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 誘致企業向け住宅のベランダの部分、木部の部分等を改修するのであれば、壁の木の部分も一緒にというような考え方がないのかということかなと思うのですが、実は平成21年度に、この住宅につきましては、屋根、外壁、暖房配管等の改修を一度行っているところでございます。木部につきましては、通常の壁と比べましても劣化が早いと思っておりますので、現物等を見て考えていきたいなと思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） マイナンバー法なのですけれども、公平で税制をうまくやっということだということなのですけれども、そもそもこのマイナンバー法の位置づけとして、税と社会保障の一体改革、これが持ち出されて、それで付随して一緒にやろうということになって発信しているものだと思います。

税と社会保障の一体改革では、税制に関しては、消費税増税を先行させてやって、社会保障の充実の後回しとなっております。となれば、社会保障の充実と公平な税制の実現ということで、マイナンバー法の導入というのは、この理念からは遠ざかっているような気がするのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 適切な答弁になるかどうかわかりませんが、既にこれは法で決められたものでございまして、全国一律に実施するものでございますので、このマイナンバー制度は導入していくということでお答え申し上げたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） 第2分団詰所のことですと、第2分団のあくまでも詰所ということなので、例えば神威の町内会館とか、すごい危ないところにあるので、そういった方々が利用できるような設備にするようなことというのは無理なのでしょうか。一緒にというか、詰所と。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） まず、基本的には、第2分団詰所と考えておりますので、町内会の併設は考えておりません。

ただ、消防施設の中で使える部分があれば、申請があれば、それは大いに使っていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

## 散 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 1時44分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      山      崎      数      彦

署名議員      梶                      敏

署名議員      下      山      則      義